



リーガルブレスD法律事務所
ダウンロードレポート

競業避止義務違反による 損害賠償請求の注意点



目次

1. 競業避止義務とは
2. 場面別！競業避止義務違反の基準
3. 損害賠償について
4. 競業避止義務違反の防止策
5. 当事務所でサポートできること

競業避止義務

事業者と一定の関係にある者が、その事業者と競業関係になることを控える義務のことをいいます。

競業禁止・競業避止義務が発生する場面としては、その法的地位に基づき法律が義務を課している場合もあれば、当事者間の合意に基づき義務が発生する場合、事情に応じて信義則を根拠に義務が発生する場合などが考えられます。

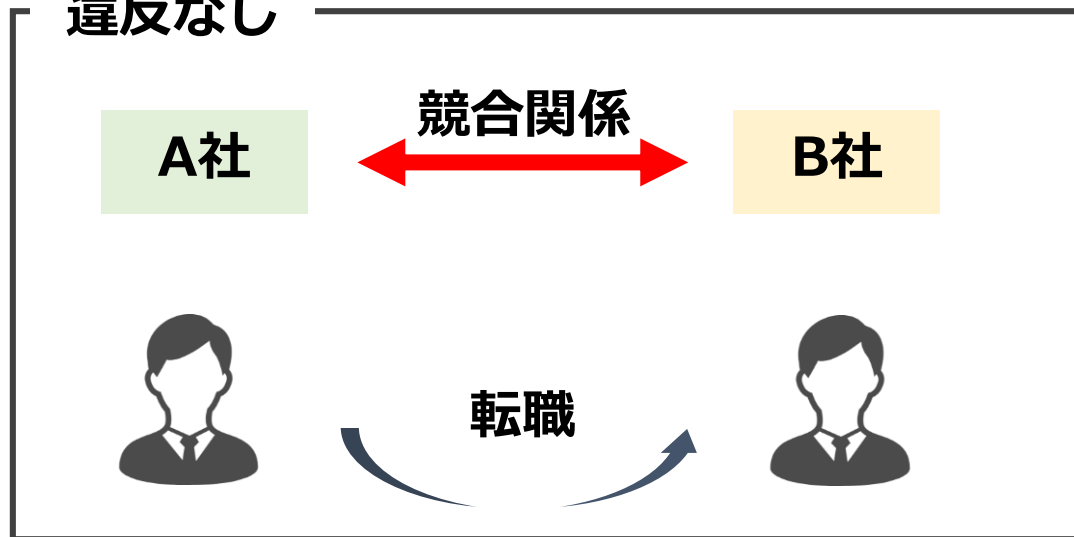
ポイント

競業避止義務違反について考える場合、まずは**相手が競業避止義務を負っているかどうかを検討する必要があります。**

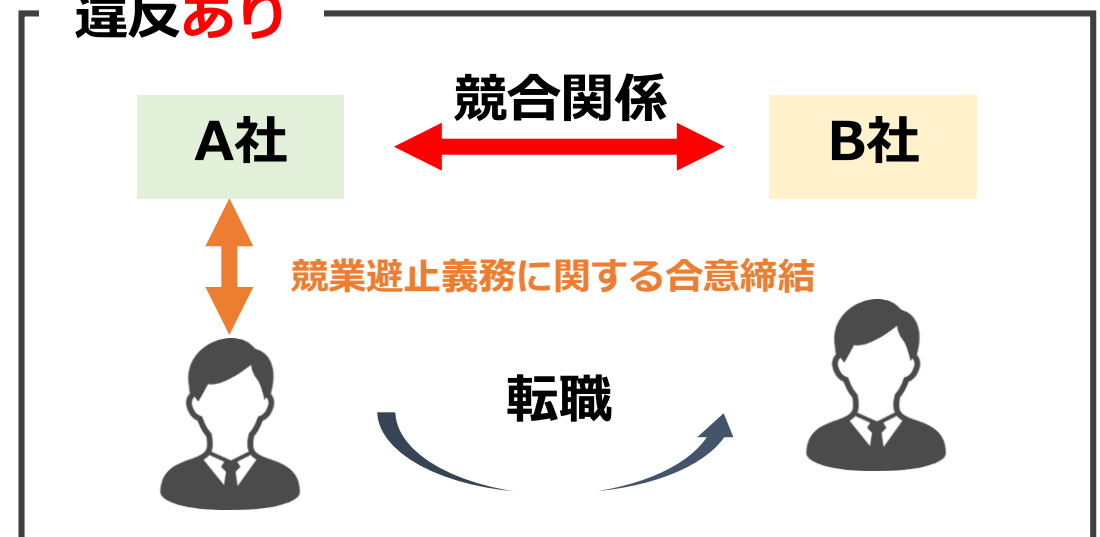
ケース①同業種・競合他社への転職

転職後は労働契約の対象外になるため、原則として退職時に別途誓約書などを取り交わしていた場合のみ競業禁止義務が有効

違反なし



違反あり



②法律上の損害の立証

①具体的な**損害項目をピックアップした上で**、②その損害項目のうち、**相当因果関係を証明する必要があります**。

例：競業行為による在庫処分費用の考え方



取引先の奪取による
余剰在庫の発生



処分費用

損害項目に該当

因果関係の検討

- 仮に取引先が奪取されなかったとしても
本当に商品を確実に売却できたといえるのか
- 新たな取引先を開拓することで
商品を売却することができたのではないか
- 将来売ることができたのではないか

